

診療報酬(検体検査関連)についてのお知らせ

謹啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別なご愛顧を賜り厚くお礼申し上げます。

このたび厚生労働省保険局医療課長発通知(令和3年9月30日付・保医発0930第3号・令和3年10月1日適用)により、下記の検査項目の保険請求が可能となりましたのでご案内申し上げます。

謹白

◎新たに保険収載された検査項目

項目名	保険点数	区分
遺伝学的検査 (染色体ゲノムDNAのコピー数変化及びヘテロ接合性の喪失)	8,000点	区分番号「D006-4」 遺伝学的検査/処理が極めて複雑なもの (遺伝子関連・染色体検査)

薬事承認を得ている体外診断用医薬品を用いて、アレイCGH法により染色体ゲノムDNAのコピー数変化及びヘテロ接合性の喪失を測定した場合は、本区分の「3」処理が極めて複雑なものを準用して患者1人につき1回に限り算定する。

- ア 本検査は、12q14欠失症候群、15q13.3欠失症候群、15q24反復性微細欠失症候群、15q26過成長症候群、16p11.2重複症候群、16p11.2-p12.2欠失症候群、16p11.2-p12.2重複症候群、16p13.11反復性微細欠失症候群、16p13.11反復性微細重複症候群、17q21.31反復性微細欠失症候群、1p36欠失症候群、1q21.1反復性微細欠失症候群、1q21.1反復性微細重複症候群、1q21.1領域血小板減少-橈骨欠損症候群、22q11.2欠失症候群、22q11重複症候群、22q11.2遠位欠失症候群、22q13欠失症候群(フェラン・マクダーミド症候群)、2p15-16.1欠失症候群、2p21欠失症候群、2q33.1欠失症候群、2q37モノソミー、3q29欠失症候群、3q29重複症候群、7q11.23重複症候群、8p23.1微細欠失症候群、8p23.1重複症候群、8q21.11欠失症候群、9q34欠失症候群、アンジェルマン症候群、ATR-16症候群、22qテトラソミー症候群(キャットアイ症候群)、シャルコー・マリー・トウス病、5p-症候群、遺伝性脆弱性ニューロパチー、レリー・ワイル症候群、ミラー・ディカー症候群、NF1欠失症候群、ペリツェウス・メルツバッハ病(先天性大脳白質形成不全症)、ポトキルプスキ症候群、ポトキ・シェイファー症候群、プラダー・ウィリ症候群、腎嚢胞-糖尿病症候群、16p12.1反復性微細欠失症候群、ルビンシュタイン・テイビ症候群、スミス・マグニス症候群、ソス症候群、裂手/裂足奇形1、ステロイドスルファターゼ欠損症、WAGR症候群、ウィリアムズ症候群、ウォルフ・ヒルシュホーン症候群、Xp11.22連鎖性知的障害、Xp11.22-p11.23重複症候群、MECP2重複症候群、ベックウィズ・ヴィーデマン症候群、シルバー・ラッセル症候群、第14番染色体父親性ダイソミー症候群(鏡-緒方症候群)並びに14番染色体母親性ダイソミーおよび類縁疾患のいずれかを疑う患者に対して実施すること。
- イ 本検査を実施する場合は、関連学会が定める指針を遵守し、本検査を実施する医学的な理由を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。
- ウ 本検査は、区分番号「D026」検体検査判断料の「注6」遺伝カウンセリング加算の施設基準に係る届出を行っている保険医療機関において実施すること。

●弊社受託準備中

裏面に続きます



株式会社 **ビー・エム・エル**
 本社：〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-21-3
 総合研究所：〒350-1101 埼玉県川越市の場1361-1
 ☎ 03(6629)7386 FAX 049(232)3132

検査項目検索用
アプリ B-Book



Google play

Available on the
App Store



電子カルテはビー・エム・エル



項目名	保険点数	区分
① 抗カルジオリピンIgM抗体	232点	区分番号「D014」 自己抗体検査 (免疫学的検査)
② 抗β2グリコプロテインI IgG抗体	232点	区分番号「D014」 自己抗体検査 (免疫学的検査)
③ 抗β2グリコプロテインI IgM抗体	232点	区分番号「D014」 自己抗体検査 (免疫学的検査)

① 抗リン脂質抗体症候群の診断を目的として、ELISA法を用いた免疫学的検査で抗カルジオリピンIgM抗体の測定を行った場合に、「27」232点を一連の治療につき2回に限り算定する。なお、抗カルジオリピンIgM抗体と抗カルジオリピンβ2グリコプロテインI複合体抗体(223点)、抗リン脂質抗体検査(696点)のいずれか2つ以上を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。

② 抗リン脂質抗体症候群の診断を目的として、CLEIA法を用いた免疫学的検査で抗β2グリコプロテインI IgG抗体の測定を行った場合に、「27」232点を一連の治療につき2回に限り算定する。なお、抗β2グリコプロテインI IgG抗体と抗カルジオリピンβ2グリコプロテインI複合体抗体(223点)、抗リン脂質抗体検査(696点)のいずれか2つ以上を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。

③ 抗リン脂質抗体症候群の診断を目的として、CLEIA法を用いた免疫学的検査で抗β2グリコプロテインI IgM抗体の測定を行った場合に、「27」232点を一連の治療につき2回に限り算定する。なお、抗β2グリコプロテインI IgM抗体と抗カルジオリピンβ2グリコプロテインI複合体抗体(223点)、抗リン脂質抗体検査(696点)のいずれか2つ以上を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。

「27」抗カルジオリピン抗体、①抗カルジオリピンIgM抗体、②抗β2グリコプロテインI IgG抗体及び③抗β2グリコプロテインI IgM抗体の4項目を併せて実施した場合は、主たるもの3つに限り算定する。

- 抗カルジオリピン抗体(IgG)を合わせた新試薬による4項目について、
弊社受託準備中